

岐阜県公報

第二千五百三十二号
平成二十六年三月二十八日

(金曜日)

目次

規則

岐阜県リサイクル認定製品の認定及び利用の推進に関する

条例施行規則の一部を改正する規則

(廃棄物対策課) 二〇四^{ページ}

岐阜県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県貸金業法施行細則の一部を改正する規則

(男女参画青少年課) 二〇四

岐阜県建設業法施行規則の一部を改正する規則

(中小企業課) 二〇四
(建設政策課) 二〇四

公安委員会規則

岐阜県警察職員定数規則の一部を改正する規則

(警務課) 二〇五

岐阜県警察組織規則の一部を改正する規則

(同) 二〇五

告示

軽油引取税に係る特約業者の指定取消し

(税務課) 二〇六

有害興行の指定

(男女参画青少年課) 二〇六

ふ化業者の登録

(畜産課) 二〇六

道路の区域変更

(道路維持課) 二〇六

道路の供用開始

(同) 二〇八

都市計画の変更

(都市政策課) 二〇八

教育委員会告示

岐阜県美術館及び岐阜県現代陶芸美術館の管理運営事務の

委任

(社会教育文化課) 二〇八

公 示

岐阜県特定鳥獣保護管理計画(ツキノワグマ)の公表

(自然環境保全課) 二〇九

農地中間管理機構の指定

(農業経営課) 二〇九

公共測量の終了

(用地課) 二〇九

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

(都市政策課) 二一〇

落札者等に関する公示

(西濃振興局) 二一〇

規 則

岐阜県リサイクル認定製品の認定及び利用の推進に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年三月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第三十一号

岐阜県リサイクル認定製品の認定及び利用の推進に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県リサイクル認定製品の認定及び利用の推進に関する条例施行規則（平成十九年岐阜県規則第六号）の一部を次のように改正する。

別表第一中十八の項を十九の項とし、十一の項から十七の項までを一項ずつ繰り下げ、十の項の次に次のように加える。

11 木質系土壌改良材 重金屬等、農薬等

別表第二中十八の項を十九の項とし、十一の項から十七の項までを一項ずつ繰り下げ、十の項の次に次のように加える。

11 木質系土壌改良材 間伐材、小径材、^{せん}剪定枝、樹皮等の未利用材を一〇〇パーセント使用していること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年三月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第三十二号

岐阜県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県青少年健全育成条例施行規則（昭和三十六年岐阜県規則第二十一号）の一部を次のように改正する。

第十七条第一号中「環境生活部男女参画青少年課」を「環境生活部私学振興・青少年課」に改める。

附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

岐阜県貸金業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年三月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第三十三号

岐阜県貸金業法施行細則の一部を改正する規則

岐阜県貸金業法施行細則（昭和五十八年岐阜県規則第八十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「商工労働部中小企業課」を「商工労働部商業・金融課」に改める。

附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

岐阜県建設業法施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年三月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第三十四号

岐阜県建設業法施行規則の一部を改正する規則

岐阜県建設業法施行規則（昭和三十二年岐阜県規則第一号）の一部を次のように改正する。

第二条の見出しを「岐阜県建設工事紛争審査会の委員の定数」に改め、同条中「庶務は、県土整備部建設政策課において処理する」を「委員の定数は、十五人以下とする」に改める。

第三条中「令」を「建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十二号）」に改め、「規定による」を削る。

附則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

公安委員会規則

岐阜県警察職員定数規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年三月二十八日

岐阜県公安委員会
委員長 古田善伯

岐阜県公安委員会規則第一号

岐阜県警察職員定数規則の一部を改正する規則

岐阜県警察職員定数規則（昭和三十三年岐阜県公安委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第二条関係）

区分	警察官			一般職員	合計
	警視	警部	警部補及び巡査部長		
警察本部	七四	一三三	五五一	二八二	一、三三四
警察署	三七	一五九	一、二八三	一四二	二、五九九
合計	一一一	二九二	一、八三四	四二四	三、八九三
			巡査	小計	
			一、二六三	二、四三七	三、四六九

備考 警察本部の巡査には、初任科生を含む。

附則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

岐阜県警察組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年三月二十八日

岐阜県公安委員会
委員長 古田善伯

岐阜県公安委員会規則第三号

岐阜県警察組織規則の一部を改正する規則

岐阜県警察組織規則（昭和六十三年岐阜県公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第八条中第十三号を第十四号とし、第八号から第十二号までを一号ずつ繰り下げ、第七号の次に次の一号を加える。

八 岐阜県使用済金属類営業に関する条例（平成二十五年岐阜県条例第二十八号）の施行に関すること。

第十二条中「六課」を「七課」に、「組織犯罪対策課」を「組織犯罪対策課」に改める。

第十三条第二号中「捜査共助」の下に「（国際捜査共助を除く。）」を加える。

第十七条第九号を削り、同条の次に次の一条を加える。

（国際捜査課の所掌事務）

第十七条の二 国際捜査課においては、次の事務をつかさどる。

- 一 国際犯罪の捜査に関すること。
 - 二 国際犯罪の情報収集及び分析に関すること。
 - 三 国際捜査共助に関すること。
- 第四十二条の九を第四十二条の十とし、第四十二条の八を第四十二条の九とし、第四十二条の七の次に次の一条を加える。
（交通捜査室長）

第四十二条の八 交通指導課に交通捜査室長を置き、警視をもつて充てる。
 2 交通捜査室長は、命を受け、交通捜査室の事務を処理し、部下職員を指揮監督する。
 附 則
 この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

告 示

岐阜県告示第百六十三号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第百四十四条の九第三項の規定により次のとおり軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消したので告示する。

平成二十六年三月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

名 称	代表者氏名	主たる事務所又は事業所の所在地	取 消 年 月 日
林石油株式会社	林 多可子	多治見市栄町三丁目四一番地	平成二六・二・二五

岐阜県告示第百六十四号

岐阜県青少年健全育成条例（昭和三十五年岐阜県条例第三十七号）第十条第一項の規定により次のものを有害興行として指定した。

平成二十六年三月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

1 指定興行

種 類	種 類	映 画
内 題	WE ARE WHAT WE ARE	トランスフォーマー

2 並河井田田
 平成26年 3月28日
 3 並河井田田
 著しく性的感傷を刺激し、又は著しく残忍性を助長するため、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあるものと認められる。

岐阜県告示第百六十五号

養鶏振興法（昭和三十五年法律第四十九号）第七条第一項の規定により、次の者を岐阜県ふ化業者登録簿に登録したので、同条第四項の規定により告示する。

平成二十六年三月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

登録番号	登録年月日	名称及び住所	ふ化場の名称及び所在地
二五ノ一	平成二十六年三月十二日	中村リンク株式会社 代表取締役 中村昌之 岐阜市長良宮口町二丁目一〇番地	中村リンク株式会社 各務原市蘇原東門町二丁目一三

岐阜県告示第百六十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十六年三月二十八日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県美濃土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域 変更 前後	敷地の幅 員（メートル）	延 長 員（メートル）	備 考
-------	-----	-----	----------------	-----------------	----------------	-----

平成二十六年三月二十八日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区	間	延長(メートル)	供用開始の期日	備考(区域の決定又は変更の告示年月日ほか)
県道	洞田口線			四七〇	平成二六・三六	平成二六・三六
			中津川市加子母字小郷西一五三番二地先から同市同字同五四番三六地先まで			

岐阜県告示第百七十号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十六年三月二十八日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県都上土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月二十八日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区	間	延長(メートル)	供用開始の期日	備考(区域の決定又は変更の告示年月日ほか)
県道	徳寒永水線			四九七〇	平成二六・三六	平成二六・三六
			郡上市大和町古道字栃洞一〇二九番一地先から同市同五番五地先まで			

岐阜県告示第百七十一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項の規定において準用する同法第十八条第一項の規定により、都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同法第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成二十六年三月二十八日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 都市計画の種類及び名称
土岐都市計画道路
- 三・四・一号 土岐市停車場線
- 三・五・六号 久尻河合線
- 三・五・七号 高山下肥田線
- 二 都市計画を定める土地の区域
都市計画図書において表示する区域
- 三 縦覧場所
岐阜県都市建設部都市政策課及び土岐市建設部都市計画課

教育委員会告示

岐阜県教育委員会告示第三号

岐阜県美術館及び岐阜県現代陶芸美術館の管理運営事務のうち、次に掲げる事項を除くほか、全ての事務を平成二十六年四月一日付けで岐阜県環境生活部長に委任する。ただし、岐阜県美術館管理規則(昭和五十七年岐阜県教育委員会規則第十五号)に規定する館長の行う事務にあつては岐阜県行政組織規則(平成十八年岐阜県規則第四十六号)第百五十七条第一項に規定する岐阜県美術館長に、岐阜県現代陶芸美術館管理規則(平成十四年岐阜県教育委員会規則第九号)に規定する館長の行う事務にあつては同項に規

定する岐阜県現代陶芸美術館長に委任する。

平成二十六年三月二十八日

岐阜県教育委員会

委員長 野原正美

1 岐阜県美術館条例（昭和五十七年岐阜県条例第十三号）及び岐阜県現代陶芸美術館条例（平成十三年岐阜県条例第三十七号）の改正及び廃止に関すること。

2 岐阜県美術館管理規則及び岐阜県現代陶芸美術館管理規則の改正及び廃止に関すること。

3 岐阜県美術館条例第九条の岐阜県美術館協議会の委員及び岐阜県現代陶芸美術館条例第六条の岐阜県現代陶芸美術館協議会の委員の任命に関すること。

公 示

岐阜県特定鳥獣保護管理計画（ツキノワグマ）の公表

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第七条第一項の規定により岐阜県特定鳥獣保護管理計画（ツキノワグマ）を定めたので、同条第八項において準用する同法第四条第五項の規定により公表する。

なお、計画書は、岐阜県環境生活部自然環境保全課及び各振興局（振興局に置かれる事務所を含む）環境課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月二十八日

岐阜県知事 古田 肇

農地中間管理機構の指定

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第四条の規定により、農地中間管理機構として次の者を指定したので、同法第五条第一項の規定により公示する。

平成二十六年三月二十八日

岐阜県知事 古田 肇

一 名称

一般社団法人岐阜県農畜産公社

二 住所

岐阜市藪田南五丁目一四番二二号

三 事務所の所在地

岐阜市藪田南五丁目一四番二二号

四 事業の開始の日

平成二十六年四月一日

公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により国土交通省中部地方整備局木曾川下流河川事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十六年三月二十八日

岐阜県知事 古田 肇

一 作業機関

国土交通省中部地方整備局木曾川下流河川事務所

二 作業種類

公共測量（水準測量）

三 作業期間

平成二十五年八月十二日から
同二十六年三月十四日まで

四 作業地域

羽島市、海津市及び養老郡養老町

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十六年三月二十八日

岐阜県知事 古 田 謙

一 調査を行った者の名称
恵那市

二 調査を行った地域

岐阜県恵那市上矢作町の一部（島）

三 調査を行った期間

平成十六年度から平成二十五年度

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県恵那市（上矢作町の一部）の地籍図

岐阜県恵那市（上矢作町の一部）の地籍簿

五 認証年月日

平成二十六年三月二十八日

落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第百二十号）第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

平成二十六年三月二十八日

岐阜県知事 古 田 謙

1 調達物品等の名称及び数量 西濃及び揖斐総合庁舎で使用する電気 1,326,710KW

h

2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

3 入札公告を行った日 平成25年12月27日

4 落札者を決定した日 平成26年 2月20日

5 落札者の住所及び氏名 東京都港区芝公園二丁目6番3号

株式会社エネット
代表取締役社長 池辺 裕昭

6 落札金額 29,449,097円

7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称 岐阜県西濃振興局振興課

(2) 所 在 地 大垣市江崎町422番地3

平成二十六年三月二十八日発行

発行者 岐阜市数田南二丁目一番一号
発行所 岐阜県庁

編集 岐阜市三輪ぶりとびあ十三 岐阜文芸社